

正社員転換・待遇改善実現本部設置規程

平成 27 年 9 月 24 日
厚生労働大臣伺い定め

(目的)

第 1 条 正社員転換・待遇改善実現本部は、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれたこと等を踏まえ、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5 か年計画）」を策定するとともに、正社員転換・待遇改善等の雇用対策についての取組を総合的に推進することを目的とする。

(設置)

第 2 条 正社員転換・待遇改善等の雇用対策についての取組を総合的に推進するため、厚生労働大臣は、厚生労働省に、正社員転換・待遇改善実現本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代理、事務局長及び構成員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 事務局長は、職業安定局長をもって充てる。
- 5 構成員は別紙の職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に関係部局の職員の参加を求めることができる。

(正社員転換・待遇改善実現チーム)

第 4 条 本部に正社員転換・待遇改善実現チーム（以下「実現チーム」という。）を設置する。

- 2 実現チームに、主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、職業安定局長をもって充てる。
- 4 構成員は、労働基準局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官（労働担当）、職業安定局派遣・有期労働対策部長、職業安定局雇用開発部長及び大臣官房総括審議官（国会担当）をもって充てる。
- 5 主査は、必要に応じ、実現チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調

査及び検討を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、職業安定局派遣・有期労働対策部企画課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

別紙

労働基準局長

職業能力開発局長

雇用均等・児童家庭局長

政策統括官（労働担当）

職業安定局派遣・有期労働対策部長

職業安定局雇用開発部長

大臣官房総括審議官（国会担当）